

災害時における多面的機能支払交付金の活用について

①異常気象後の応急措置ができる！

- ・活動計画書に位置付けた農用地及び農業用施設について、異常気象時後の見回りや見回り後の応急措置に交付金が使えます（農地維持）。

農地維持活動による応急措置イメージ



大雨により水路に堆積した土砂を地域共同で撤去（外注も可能）

農用地に堆積した土砂や流木、ゴミの撤去もできるけん！



②甚大な自然災害が発生した場合には、被災した施設の小規模な補修や復旧に交付金を重点的に活用できる！

- ・甚大な自然災害により活動要件を満たせなくなった場合も、市町・県を通じ中国四国農政局長の承認を受ければ（申請は、緊急を要する復旧が完了した段階で可）、小規模な被災箇所の補修や復旧等に交付金を重点的に活用できる（農地維持・資源向上（共同・長寿命化））。
- ※この場合、被災施設の補修・更新等に取り組むことにより、当該年度の活動要件を満たすものとされるため、返還は免除される。
- ・災害対応に十分な資金が無い場合は、別の活動組織から交付金の融通を受けられる。

小規模な被災箇所の補修・復旧等イメージ



地震により破損した水路を地域共同で補修（外注も可能）

特例措置のイメージ

	4月 5月 …… 9月	10月 11月 …… 3月
活動計画	泥上げ・草刈り・補修等	泥上げ・草刈り・補修等

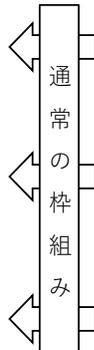
甚大な自然災害が発生

実施	予定どおり実施済み	災害復旧活動を実施（計画していた泥上げ等の活動は実施できなくても良い）
----	-----------	-------------------------------------

異常気象後の見回り
 ・見回り後の応急措置
 ・被災施設の応急措置
 ・農用地に堆積した土砂、流木、ゴミ等の除去

被災した施設の軽微な補修

被災した施設の補修・更新



農地維持支払

資源向上支払
(共同)

資源向上支払
(長寿命化)

特例措置

被災箇所の
 応急措置及び
 補修・更新等